

多賀城市からのお知らせ

「被災した事業者に対する補助制度」 「一部損壊住宅に対する補助制度」創設

平成23年9月16日
多賀城市総務部地域コミュニティ課
広報広聴係
電話368-1141 内線254

多賀城市では、東日本大震災での被災者を支援するため、別紙の通り補助制度を創設し、多賀城市議会第3回定例会に事業にかかる経費について補正予算を提案することになりました。

報道等してくださるようよろしくお願いします。

■このことについての問い合わせは・・・

「被災した事業者に対する補助制度」

市民経済部商工観光課 商工係

電話：368-1141 内線471

「一部損壊住宅に対する補助制度」

建設部都市計画課 都市計画係

電話：368-1141 内線424

一部損壊住宅に対する補助制度

多賀城市では東日本大震災で被災した一部損壊住宅に対する補助制度を創設し、多賀城市議会第3回定例会に補正予算の計上を提案することになりました。

1 対象となる住宅（次のいずれにも該当する方です。）

- ①被災者生活再建支援制度、応急修理制度、義援金等の各種支援を受けていない自らが居住する住宅の所有者
- ②り災証明により「一部損壊」の判定を受けている自らが居住する住宅の所有者
- ③被災した部分の修理に50万円以上の費用を支出した自らが居住する住宅の所有者

2 補助金額

修理費が50万円以上100万円未満の場合…5万円

修理費が100万円以上の場合…10万円

3 実施期間

平成23年11月1日から平成25年3月29日まで

4 予定戸数及び予算

対象住宅約4,200棟のうち、1,200件の利用を見込んでおります。

予算額：7,000万円

5 連絡先

建設部 都市計画課 電話022-368-1141（代）

内線424、425

被災した事業者に対する補助制度

多賀城市では東日本大震災で被災した事業者に対する補助制度を創設し、多賀城市議会第3回定例会に補正予算の計上を提案することになりました。

1 対象となる事業者（次のいずれにも該当する方です。）

東日本大震災により市内で施設・設備が直接的に被災した（り災証明が必要）下記の法人又は個人事業者で50万円以上の復旧費を要したもの（東日本大震災以降で補助金の交付決定前に既に復旧した方についても、市が適正と認めた場合には対象となります。）

①法人 多賀城市内に事業所がある法人

②個人 多賀城市内で事業を営んでいる方（多賀城市民であることを問いません。店舗兼住宅も対象となります。被災者生活再建支援制度、住宅の応急修理制度、義援金等の各種支援を受けている方は対象外です。）

※ 対象とならない事業者

① 農業・漁業・水産業

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律で風俗営業と規定される業種（パチンコ店を除く。）

③ 各種法令に違反している事業者

④ 社会問題を起こしている事業者

2 補助金額

復旧費が50万円以上100万円未満の場合…5万円

復旧費が100万円以上の場合…10万円

※ 復旧費は事務所、工場、店舗、機械、自動車等です。商品や製品などは含みません。

3 実施期間

平成23年11月1日から平成25年3月29日まで

4 予定事業所数及び予算

市内事業所約1,800カ所のうち、1,000件の利用を見込んでおります。

予算額：1億円

5 連絡先

市民経済部商工観光課 電話022-368-1141（代） 内線471